



414
A2750



行在所建築ニ関スル訴訟

大正十一年四月
大隈正侯爵贈

行在所建築ニ関スル訴訟ニ付、余カ聞知ラ辱フセシ事實ハ
 僅カテ左ノ大要ニ係ル而已。森縣下ニ行在所ヲ建築スルニ
 為メ内務省ノ許可ヲ得シトシ、縣令ニ屬官一名ヲ附行シ
 差送タル。此屬官、同縣令ニ死電信ヲ差送レリ同縣令ハ
 此電信ヲ得、行在所建築ニ付、内務省ニテ許可セシモノト心
 得、行在所建築ニ付、内務省ニテ許可セシモノト心
 右行在所建築ノ何ハ全々内務省ニテ許可セシモノト心
 承知セシ。是ナリ。



係レ官吏ノ口
願フニ此訴訟ハ
ニ屬スルモノナリ何ト
理ハ如クモ
アルニアラガレノ官吏ヲ
レハナリ殊ニ政府ニ拂
サレムキ官廳ノ成
抑モ余カ聞知ヲ辱
出入ツ手落ナルカ若クハ
リト雖モ免ニ角此建築入費
第一ニ責任ヲ有スルモノ
若ニ縣令其屬官ノ欺詐ニ
如何ナル處ニ付ルモ縣令
ノ權内ニアリ又縣令ハ屬官
欺

わ二カ

詐ニ臨建築ニ從事セシモノタルヲ以テ多少其罪科ヲ免
トレ恐ラク非ノ電信差出人(即チ屬官)ニ歸セシテ政府ニ乞
モ乞ハガルモ其權内ニアリ
依令ニ斯ノ如キ處分ノアルコトニテアリト雖モ免ニ角同縣令ハ
建築一件ニ付兼テ伺出ノ許可ヲ行タズレテ報分明ノ電信ニ據
テ建築ニ從事セシモノナリ剩テハ其電信ハ屬官ヨリ差出
モノニシテ主任ノ内務省官吏ヨリ差送リタルモノニアラス
是ヲ以テ愚惑スルニ此建築入費ヲ拂ハンコトスル所ノ官廳ニ於
テハ同縣令カ起テ損失中必ナクトモ若干ヲ同縣令ヨリ當然
償ハムルコトアルベシ

